

## 【 検査 】

## 291 角膜曲率半径計測の算定について

《令和6年9月30日》

## ○ 取扱い

- ① 次の傷病名等に対するD265 角膜曲率半径計測の算定は、原則として認められる。
  - (1) 初診時の屈折異常（近視・遠視・近視性乱視・遠視性乱視・混合性乱視）
  - (2) 白内障手術前
- ② 次の傷病名等に対するD265 角膜曲率半径計測の算定は、原則として認められない。
  - (1) 結膜炎（屈折異常なし）
  - (2) 眼底疾患（屈折異常なし）
  - (3) 眼精疲労（屈折異常なし）

## ○ 取扱いを作成した根拠等

角膜曲率半径計測は、角膜中央部の形状を測定する検査で、屈折異常の有無と角膜の状態を評価し、角膜乱視の程度や眼軸、角膜屈折力を把握することができる。計測値は、コンタクトレンズのベースカーブや眼内レンズの度数決定に使用され、屈折異常、白内障手術、角膜疾患に対して実施する。

以上のことから、上記①の傷病名等に対するD265 角膜曲率半径計測の算定は、原則として認められ、屈折異常がない上記②の傷病名等に対する算定は、原則として認められないと判断した。